



NEWS RELEASE

2015年8月3日

【業界初】『サービス付き高齢者向け住宅用 家賃総合補償プラン』の販売開始

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：二宮 雅也、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」）*1の運営事業者向けに、業界初となる『サ高住用 家賃総合補償プラン』の販売を2015年8月3日から開始します。

また、身元引受人を必要とする入居者に対しては、司法書士による任意後見（代理）契約の活用を紹介します。*2

*1 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下、「高齢者住まい法」）の基準により登録される、介護・医療などのサービスを高齢者に提供するバリアフリー構造の住宅です。

*2 サ高住に入居する場合、一般的に入居者は連帯保証人（債務保証）と身元引受人（債務保証以外）を立てる必要があります。

1. 販売開始の背景

2011年10月の高齢者住まい法施行以降、サ高住の登録戸数は2015年6月末時点で約18万戸（出典：サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム）まで増加しています。今後、高齢者単身・夫婦世帯の増加に加え、公的介護保険で賄いきれない生活支援サービス費等の増加も想定されることから、入居者が家賃や生活支援サービス費等を滞納するリスクが増加すると考えられます。

また、入居希望者のなかには、身近な親族等で連帯保証人（債務保証）や身元引受人（債務保証以外）を立てられず、サ高住に入居できないケースが発生しています。

2. 商品の概要

サ高住の運営事業者向けに、入居者が家賃や生活支援サービス費等を滞納したことによって被る損害を補償する業界初の商品を開発しました。

- (1) 保険契約者 : サ高住運営事業者
- (2) 被保険者 : 同上
- (3) 補償内容 : 賃貸借契約やサービス提供契約を締結したサ高住の入居者やその連帯保証人から、家賃（管理費等を含む）や生活支援サービス費、食事サービス費の回収ができない場合に、サ高住運営事業者が被る損害を補償します。また、連帯保証人を立てられない入居者がいる場合でも保険加入を可能としました。

3. 司法書士による任意後見（代理）契約の紹介

身元引受人を必要とする入居者に対して、損保ジャパン日本興亜の協定先である公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート（以下「リーガルサポート」）の会員である司法書士による任意後見（代理）契約の活用をご紹介します。損保ジャパン日本興亜の全国の営業店で紹介受付が可能であり、サ高住への入居を後押ししていきます。

リーガルサポートは全国の都道府県に50の支部、7,000人を超える司法書士の正会員を有し、家庭裁判所から選任される第三者後見人を供給する団体としては、日本最大の公益社団法人です。

<リーガルサポートの概要>

会社名	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
創立	1999年12月
所在地	〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階
概要	日本司法書士会連合会が中心となり、司法書士を正会員として設立された公益財団法人で、成年後見業務や任意後見（代理）業務などを行う。

4. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、今回の『サ高住用 家賃総合補償プラン』の販売を通じて、運営事業者の安定経営を支援することで、サ高住の一層の普及に貢献していきます。

以上



SOMPOホールディングスは損保ジャパン日本興亜ホールディングスおよびグループの略称です。